

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友 博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

証 拠 説 明 書

平成19年4月17日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 松原 健一

乙号証	標題	作成者	立証趣旨	備考
16	意見書	黒木宣夫医師	うつ病の原因、雅義のうつ病発症時期、うつ病の重症度は自殺念慮と関係のないこと、軽症うつ病の者にも自殺念慮は生じること等。	原本
17の1	判決(大阪高判平11.12.9)	大阪高裁判事	本人基準説は採用されていないこと、公務過重性がなければ、公務起因性は認められないこと、公務がたんなる誘因にすぎないときは、公務起因性はないこと。	写し
17の	決定(最2小判	最高裁判事	同上	写し

2	平12.6.23)			
18の 1	判決(仙台公判 平14.12.18)	仙台高裁判事	同上	写し
18の 2	決定(最1小判 平15.7.17)	最高裁判事	同上	写し
19	脳・心臓疾患の 認定基準に 関する専門 検討会報告 書(抜粋)	脳・心臓疾患 の認定基準 に関する専門 検討会	脳・心臓疾患の時間外労働の基準は、睡眠時間を根拠としていること。	写し